

平成20年度北海道一般会計予算

平成20年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,908,964,181千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		607,959,061
	1 道 民 税	198,453,816
	2 事 業 税	134,813,670
	3 地 方 消 費 税	73,782,526
	4 不 動 産 取 得 税	19,586,968
	5 道 た ば こ 税	13,867,273
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,426,422
	7 自 動 車 税	85,502,293
	8 鉦 区 税	31,437
	9 自 動 車 取 得 税	15,634,416
	10 軽 油 引 取 税	62,152,338
	11 狩 猟 税	134,281

款	項	金額
	12 核 燃 料 税	739,159
	13 循環資源利用促進税	834,462
2 地方消費税清算金		110,129,763
	1 地方消費税清算金	110,129,763
3 地方譲与税		16,800,000
	1 地方道路譲与税	15,507,000
	2 石油ガス譲与税	1,063,000
	3 航空機燃料譲与税	230,000
4 地方特例交付金		5,279,000
	1 地方特例交付金	3,923,000
	2 特別交付金	1,356,000
5 地方交付税		714,000,000
	1 地方交付税	714,000,000
6 交通安全対策特別交付金		1,948,000

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	1,948,000
7 分担金及び負担金		22,445,487
	1 分担金	2,524,694
	2 負担金	19,920,793
8 使用料及び手数料		25,931,849
	1 使用料	15,630,815
	2 手数料	769,387
	3 証紙収入	9,531,647
9 国庫支出金		321,383,722
	1 国庫負担金	111,556,015
	2 国庫補助金	206,653,297
	3 委託金	3,174,410
10 財産収入		12,274,075
	1 財産運用収入	4,899,498

款	項	金額
	2 財産売却収入	7,374,577
11 寄附金		328,919
	1 寄附金	328,919
12 繰入金		13,206,879
	1 特別会計繰入金	4,678,646
	2 基金繰入金	8,528,233
13 諸収入		333,210,026
	1 延滞金、加算金等 及び過料等	2,699,511
	2 預金利子	19,621
	3 貸付金収入	309,944,457
	4 受託事業収入	4,694,223
	5 収益事業収入	8,899,000
	6 雑収入	6,953,214
14 道債		724,067,400

款	項	金 額
	1 道 債	724,067,400
歲 入	合 計	2,908,964,181

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,518,990
	1 議 会 費	3,518,990
2 総 務 費		237,830,949
	1 総 務 管 理 費	95,014,372
	2 徴 税 費	99,166,017
	3 学 事 宗 務 費	39,255,189
	4 防 災 費	1,221,071
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	509,486
	6 危 機 管 理 費	13,986
	7 領 土 復 帰 対 策 費	674,542
	8 会 計 管 理 費	817,307
	9 選 挙 費	342,966
10 人 事 委 員 会 費	246,675	

款	項	金額
	11 監 査 委 員 費	569,338
3 知 事 政 策 費		2,331,674
	1 知 事 政 策 管 理 費	1,633,444
	2 政 策 企 画 費	9,874
	3 国 際 交 流 費	390,932
	4 北 海 道 洞 爺 湖 サ ミ ッ ト 推 進 費	297,424
4 企 画 振 興 費		79,068,925
	1 企 画 振 興 管 理 費	3,001,758
	2 地 域 振 興 ・ 計 画 費	64,946,970
	3 地 域 主 権 費	19,000
	4 科 学 I T 振 興 費	4,341,998
	5 新 幹 線 ・ 交 通 企 画 費	6,759,199
5 環 境 生 活 費		8,351,530
	1 環 境 生 活 管 理 費	3,742,481

款	項	金額
	2 環境政策費	349,460
	3 環境保全費	620,180
	4 循環型社会推進費	1,508,014
	5 自然環境費	398,997
	6 知床世界自然遺産費	17,903
	7 くらし安全費	378,089
	8 道民活動文化振興費	1,143,976
	9 女性対策費	192,430
6 保健福祉費		307,004,385
	1 保健福祉管理費	29,732,763
	2 医療政策費	4,943,348
	3 健康推進費	11,131,958
	4 食品衛生費	1,030,095
	5 医務薬務費	107,510

款	項	金額
	6 国民健康保険費	101,514,099
	7 地域医師確保推進費	366,575
	8 福祉援護費	31,422,036
	9 高齢者保健福祉費	4,096,024
	10 介護保険費	49,484,581
	11 障害者保健福祉費	39,037,588
	12 子ども未来推進費	34,120,354
	13 災害救助費	17,454
7 経 済 費		214,645,447
	1 経 済 管 理 費	6,239,693
	2 観光のくにつくり推進費	625,528
	3 商 工 金 融 費	181,480,593
	4 産 業 振 興 費	626,420
	5 商 業 経 済 交 流 費	234,264

款	項	金額
	6 産業立地費	19,971,986
	7 資源エネルギー費	2,694,940
	8 雇用労政費	474,861
	9 人材育成費	1,643,873
	10 工鉱業試験調査費	164,182
	11 労働委員会費	489,107
8 農政費		156,635,579
	1 農政管理費	14,646,018
	2 食品政策費	2,074,669
	3 農産振興費	485,754
	4 畜産振興費	2,641,579
	5 技術普及費	314,124
	6 農業経営費	3,008,903
	7 農業支援費	8,909,315

款	項	金 額
	8 農 地 調 整 費	1,288,017
	9 農 村 設 計 費	29,790,253
	10 農 業 農 村 整 備 事 業 費	60,743,148
	11 農 業 施 設 管 理 費	31,200,835
	12 農 村 計 画 費	297,284
	13 農 業 試 驗 費	1,235,680
9 水 產 林 務 費		78,678,397
	1 水 產 林 務 管 理 費	11,433,511
	2 水 產 經 營 費	5,100,746
	3 水 產 振 興 費	427,830
	4 漁 港 漁 村 費	28,922,683
	5 漁 業 管 理 費	1,385,245
	6 林 業 木 材 費	5,724,731
	7 森 林 計 画 費	2,618,646

款	項	金額
	8 森林整備費	6,568,888
	9 治山費	12,713,893
	10 森林活用費	524,717
	11 道有林費	2,024,055
	12 水産林業試験研究費	1,233,452
10 建設費		336,786,919
	1 建設管理費	68,149,322
	2 道路橋りょう費	151,480,632
	3 河川費	64,101,747
	4 空港港湾費	6,620,867
	5 砂防海岸費	20,530,808
	6 建築指導費	1,252,894
	7 住宅費	41,072
	8 都市環境費	22,149,220

款	項	金額
	9 公園下水道費	2,366,652
	10 まちづくり推進費	62,416
	11 営繕費	31,289
11 警察費		131,544,547
	1 警察管理費	122,933,984
	2 警察活動費	4,329,998
	3 交通安全施設費	4,280,565
12 教育費		481,100,135
	1 教育総務費	19,066,893
	2 小学校費	187,626,383
	3 中学校費	114,048,933
	4 高等学校費	109,855,959
	5 特別支援学校費	45,145,730
	6 学校教育費	1,335,072

款	項	金額
	7 社会教育費	2,312,296
	8 保健体育費	1,708,869
13 災害復旧費		5,362,607
	1 農地開発施設災害復旧費	168,857
	2 水産林業施設災害復旧費	1,449,759
	3 土木施設災害復旧費	3,743,991
14 公債費		785,235,867
	1 公債費	785,235,867
15 諸支出金		80,668,230
	1 繰出金	5,031,781
	2 諸費	75,636,449
16 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	2,908,964,181

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成20年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成20年度から平成32年度まで	555,000
平成20年度新生ほっかいどう資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	平成20年度から平成35年度まで	366,000
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為 (一般第15次分)	平成20年度から平成23年度まで	2,900,000
平成20年度北海道軽種馬振興公社が行う門別競馬場施設整備事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成22年度まで	202,720
平成20年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成21年度まで	468,715
平成20年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成24年度まで	12,079
平成20年度農地保有合理化促進事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成20年度から平成31年度まで	13,333,620
平成20年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成20年度から平成36年度まで	55,570
平成20年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成20年度から平成40年度まで	247,818
平成20年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成45年度まで	915,353
平成20年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成20年度から平成35年度まで	306,173
平成20年度軽種馬経営強化改善資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成40年度まで	19,411
平成20年度持続的農業・農村づくり促進特別対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成29年度まで	1,876,762

事 項	期 間	限 度 額
平成20年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成31年度まで	72,241
平成20年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成20年度から平成31年度まで	2,164
平成20年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成20年度から平成41年度まで	640,630
平成20年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成20年度から平成36年度まで	71,250
平成20年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成20年度から平成24年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 1,494,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年複利以内の額 の合計額
道道余市赤井川線トンネル工事に関する債務負担行為	平成20年度から平成23年度まで	4,400,000
道道江部乙雨竜線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成20年度から平成23年度まで	4,530,000
道道美唄浦臼線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成20年度から平成22年度まで	2,800,000
徳富ダム管理設備工事に関する債務負担行為	平成20年度から平成21年度まで	732,000
当別ダム建設工事に関する債務負担行為	平成20年度から平成24年度まで	13,500,000

事 項	期 間	限 度 額
当別ダム付替道路工事に関する債務負担行為	平成20年度から平成22年度まで	1,850,000
平成20年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成20年度から平成44年度まで	544,385
平成20年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成20年度から平成30年度まで	元金について 1,170,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
名寄広域公園の指定管理業務に係る管理費用に関する債務負担行為	平成18年度から平成21年度まで	146,837	平成18年度から平成21年度まで	148,422

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学 整備費	930,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地方公営企業 等金融機構費	272,000	同上	10%以内	同上
支庁庁舎建設費	390,000	同上	10%以内	同上
退職手当	20,000,000	同上	10%以内	同上
地域総合整備 資金貸付費	2,300,000	同上	10%以内	同上
道州制北海道 地域連携モデル 事業費	4,902,000	同上	10%以内	同上
北海道新幹線 事業整備費	3,960,000	同上	10%以内	同上
大気環境 対策費	32,000	同上	10%以内	同上
石狩東部広域 水道対策費	24,000	同上	10%以内	同上
石狩西部広域 水道対策費	204,000	同上	10%以内	同上
社会福祉 施設整備費	742,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
すべての人にやさしいまちづくり推進事業費	34,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
中小企業応援ファンド事業費	8,180,000	中小企業基盤整備機構その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、独立行政法人中小基盤整備機構法及び知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良費	11,803,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成費	1,149,000	同上	10%以内	同上
農地防災費	1,611,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備費	1,176,000	同上	10%以内	同上
農道等整備費	1,070,000	同上	10%以内	同上
農道別業整備策費	234,000	同上	10%以内	同上
直轄土地改良費	14,908,000	同上	10%以内	同上
農業試験場費	72,000	同上	10%以内	同上
水産基盤費	7,417,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄特定 漁港漁業 整備事業 場費	4,615,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港海岸 保全費	713,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策事業 費	268,000	同上	10%以内	同上
漁業取締 整備船費	5,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	667,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	5,917,000	同上	10%以内	同上
直轄治山 事業費	53,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設 整備特別対策 事業費	1,572,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	1,527,400	同上	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路 事業費	53,366,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道管路維持 費	3,757,000	同上	10%以内	同上
道路新設 改良費	8,800,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
積対 雪寒 冷費 策	2,625,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
市 町 村 道費 整 備	873,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備 特別対 策費 事業	32,246,000	同 上	10%以内	同 上
みどりの道・ 川づくり特別 対 策 事業 費	88,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川 事 業 費	19,644,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	11,295,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備 特別対 策費 事業	4,632,000	同 上	10%以内	同 上
ダム建設費	2,520,000	同 上	10%以内	同 上
直轄空港 整 備 費	422,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	506,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防 事 業 費	1,549,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	6,115,000	同 上	10%以内	同 上
臨時砂防施設 整備特別対 策費 事業	1,248,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害関連連費	5,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄海岸費	168,000	同上	10%以内	同上
海岸保全費	1,445,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全特別費	1,353,000	同上	10%以内	同上
土地区画整理費	143,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	5,645,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別費	3,622,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	534,000	同上	10%以内	同上
下水道費	34,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設費	1,104,000	同上	10%以内	同上
庁舎等整備費	105,000	同上	10%以内	同上
高等学校費	2,743,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校費	993,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害復旧費	16,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁港災害復旧費	48,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	1,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	345,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	747,000	同上	10%以内	同上
借換債	376,883,000	同上	10%以内	同上
臨時財政債	81,700,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	724,067,400			

平成20年度北海道公債管理特別会計予算

平成20年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ663,859,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		738,455
	1 財 産 運 用 収 入	738,455
2 繰 入 金		663,120,797
	1 一 般 会 計 繰 入 金	488,481,973
	2 基 金 繰 入 金	174,638,824
歳 入 合 計		663,859,252

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		663,859,252	
	1 公 債 費	663,859,252	
歳 出 合 計			663,859,252

議 案 第 3 号

平成20年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成20年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,185,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		100,896
	1 一 般 会 計 繰 入 金	100,896
2 繰 越 金		70,000
	1 繰 越 金	70,000
3 諸 収 入		829,939
	1 貸 付 金 収 入	721,237
	2 雑 入	108,702
4 道 債		184,787
	1 道 債	184,787
歳 入 合 計		1,185,622

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,185,622	
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,185,622	
歳 出 合 計			1,185,622

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付 事業費	184,787	国庫からの借入れ による。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

議案第4号

平成20年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成20年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,222,341千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		22,089
	1 一 般 会 計 繰 入 金	22,089
2 繰 越 金		1,908,552
	1 繰 越 金	1,908,552
3 諸 収 入		3,215,220
	1 貸 付 金 収 入	2,886,220
	2 雑 入	329,000
4 道 債		76,480
	1 道 債	76,480
歳 入 合 計		5,222,341

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		1,008,682	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	1,008,682	
2 公 債 費		1,908,534	
	1 公 債 費	1,908,534	
3 諸 支 出 金		2,305,125	
	1 繰 出 金	1,510,125	
	2 諸 費	795,000	
歳 出 合 計		5,222,341	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	76,480	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	1.6%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成20年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成20年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ790,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		164,100
	1 財 産 運 用 収 入	28,100
	2 財 産 売 払 収 入	136,000
2 繰 入 金		16,675
	1 基 金 繰 入 金	16,675
3 諸 収 入		609,525
	1 一 般 会 計 借 入 金	609,525
歳 入 合 計		790,300

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		790,300	
	1 公 債 費	790,300	
歳 出 合 計			790,300

平成20年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成20年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		227,829
	1 財 産 運 用 収 入	3,829
	2 財 産 売 払 収 入	224,000
2 繰 入 金		2,803
	1 基 金 繰 入 金	2,803
歳 入 合 計		230,632

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		230,632	
	1 公 債 費	230,632	
歳 出 合 計			230,632

平成20年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成20年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,926,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		180,758
	1 一 般 会 計 繰 入 金	180,758
2 繰 越 金		371,750
	1 繰 越 金	371,750
3 諸 収 入		1,055,512
	1 貸 付 金 収 入	1,055,398
	2 雑 入	114
4 道 債		317,994
	1 道 債	317,994
歳 入 合 計		1,926,014

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 農業改良資金貸付事業費		519,628	
	1 農業改良資金貸付事業費	519,628	
2 就農支援資金貸付事業費		803,483	
	1 就農支援資金貸付事業費	803,483	
3 公 債 費		61,807	
	1 公 債 費	61,807	
4 諸 支 出 金		541,096	
	1 繰 出 金	204,916	
	2 諸 費	336,180	
歳 出 合 計		1,926,014	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付 事業費	317,994	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。

平成20年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成20年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,142
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,142
2 繰 越 金		101,267
	1 繰 越 金	101,267
3 諸 収 入		248,753
	1 貸 付 金 収 入	248,743
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		356,162

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	356,162	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	356,162	
歳 出 合 計			356,162

平成20年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成20年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,385千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,912
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,912
2 繰 越 金		120,030
	1 繰 越 金	120,030
3 諸 収 入		331,443
	1 貸 付 金 収 入	331,433
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		460,385

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 林業・木材産業改善資金貸付事業費			458,952
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費		458,952
2 林業就業促進資金貸付事業費			1,433
	1 林業就業促進資金貸付事業費		1,433
歳 出 合 計			460,385

平成20年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成20年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,164,110千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		303,589
	1 使用料	303,589
2 国庫支出金		8,000
	1 国庫補助金	8,000
3 繰入金		128,332
	1 一般会計繰入金	128,332
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		233,989
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 一般会計借入金	200,359
	3 雑収入	33,620

款	項	金 額
6 道 債		490,100
	1 道 債	490,100
歲 入 合 計		1,164,110

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		252,161	
	1 公共下水道事業費	252,161	
2 公 債 費		908,819	
	1 公 債 費	908,819	
3 諸 支 出 金		3,130	
	1 繰 出 金	3,130	
歳 出 合 計		1,164,110	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	490,100	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成20年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成20年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,318,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		544,538
	1 負担金	544,538
2 国庫支出金		1,658,000
	1 国庫補助金	1,658,000
3 繰入金		1,658,691
	1 一般会計繰入金	1,658,691
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		10,464
	1 雑収入	10,464
6 道債		4,447,000
	1 道債	4,447,000

款	項	金 額
歲	入 合 計	8,318,793

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		2,737,365	
	1 流域下水道事業費	2,737,365	
2 公 債 費		5,568,060	
	1 公 債 費	5,568,060	
3 諸 支 出 金		13,368	
	1 繰 出 金	12,368	
	2 諸 費	1,000	
歳 出 合 計			8,318,793

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成20年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成20年度から平成21年度まで	331,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	4,447,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成20年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成20年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,271,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,500,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,461,003
	1 使用料	5,461,003
2 国庫支出金		3,531,368
	1 国庫補助金	3,531,368
3 財産収入		200,147
	1 財産運用収入	13,587
	2 財産売却収入	186,560
4 繰入金		3,197,728
	1 一般会計繰入金	2,804,387
	2 基金繰入金	393,341
5 繰越金		100
	1 繰越金	100

款	項	金額
6 諸 収 入		3,287,983
	1 一 般 会 計 借 入 金	3,124,753
	2 雑 入	163,230
7 道 債		5,593,000
	1 道 債	5,593,000
歳 入 合 計		21,271,329

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		9,124,279	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	9,124,279	
2 公 債 費		11,149,416	
	1 公 債 費	11,149,416	
3 諸 支 出 金		997,634	
	1 繰 出 金	997,624	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計		21,271,329	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成20年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成20年度から平成21年度まで	4,404,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	4,137,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	1,456,000	同上	10%以内	同上
合計	5,593,000			

平成20年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成20年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,800,285千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		47,912
	1 財 産 運 用 収 入	47,912
2 繰 入 金		150,008
	1 一 般 会 計 繰 入 金	121,574
	2 基 金 繰 入 金	28,434
3 諸 収 入		57,602,365
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	29,491,365
歳 入 合 計		57,800,285

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000
2	公 債 費	29,689,285	
	1	公 債 費	29,689,285
歳 出 合 計		57,800,285	

平成20年度北海道地方競馬特別会計予算

平成20年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,801,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,300
	1 手 数 料	6,300
2 財 産 収 入		512
	1 財 産 運 用 収 入	512
3 寄 附 金		41,000
	1 寄 附 金	41,000
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		14,753,436
	1 収 益 事 業 収 入	12,260,421
	2 一 般 会 計 借 入 金	548,644
	3 雑 入	1,944,371

款	項	金 額
歲	入 合 計	14,801,258

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		14,665,846	
	1 競 馬 総 務 費	82,950	
	2 競 馬 開 催 費	14,582,896	
2 諸 支 出 金		135,412	
	1 繰 出 金	15,496	
	2 納 付 金	119,916	
歳 出 合 計		14,801,258	

平成20年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	8 病院
(2) 病 床 数	1,473 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	324,485 人
外 来	475,794 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	889 人
外 来	1,958 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金750,793千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	19,918,207 千円
第1項 医業収益	11,783,611 千円
第2項 医業外収益	7,703,912 千円
第3項 特別利益	430,684 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	22,182,494 千円
第1項 医業費用	19,310,333 千円
第2項 医業外費用	2,864,161 千円
第3項 特別損失	8,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額754,399千円は、当年度分損益勘定留保資金754,399千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,398,371 千円
第1項 企業債	340,000 千円
第2項 長期借入金	413,760 千円
第3項 他会計負担金	601,679 千円
第4項 固定資産売却代金	42,932 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,152,770 千円
第1項 建設改良費	458,651 千円
第2項 企業債償還金	1,694,119 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 340,000	総務省、財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 職員給与費 | 10,974,678 千円 |
| (2) 交際費 | 150 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,988,973千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取 得 す る 資 産	器 械 備 品	全身用X線コンピューター断層撮影装置	1 台

平成20年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|--------|
| (1) 年間販売電力量 | 284,882,000 | キロワット時 |
| (2) 主要な建設改良事業 | | |
| シューパロ発電所建設事業 | 210,250 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益	3,336,260	千円
第1項 営業収益	3,323,571	千円
第2項 財務収益	930	千円
第3項 営業外収益	11,759	千円
	支	出
第1款 電気事業費用	2,894,300	千円
第1項 営業費用	2,070,463	千円
第2項 財務費用	688,559	千円
第3項 営業外費用	121,652	千円
第4項 特別損失	13,626	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,278,068千円は、過年度分損益勘定留保資金1,063,439千円、当年度分損益勘定留保資金201,488千円及び当年度資本的収支調整額13,141千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	320,780 千円
第1項 企業債	153,000 千円
第2項 補助金	17,386 千円
第3項 負担金	149,923 千円
第4項 固定資産売却代金	471 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,598,848 千円
第1項 建設改良費	461,669 千円
第2項 企業債償還金	1,137,179 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
シューパロ発電所 建設事業	千円 153,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	559,389 千円
(2) 交際費	325 千円

平成20年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	77	箇所
(2) 年間総給水量	87,370,944	立方メートル
(3) 一日平均給水量	238,067	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	44,650	千円
苫小牧地区工業用水道改修事業	771,864	千円
苫小牧地区第二工業用水道改修事業	904,061	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金132,667千円を借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	2,134,932	千円
第1項 営業収益	1,757,070	千円
第2項 営業外収益	363,965	千円
第3項 特別利益	13,897	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	2,153,459	千円
第1項 営業費用	1,566,984	千円
第2項 営業外費用	586,475	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額727,856千円は、過年度分損益勘定留保資金106,649千円、当年度分損益勘定留保資金543,584千円及び当年度資本的収支調整額77,623千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,340,799 千円
第1項 企業債	1,554,000 千円
第2項 補助金	1,992,461 千円
第3項 負担金	463,752 千円
第4項 補償金	2,278,500 千円
第5項 他会計からの出資金	42,523 千円
第6項 他会計からの長期借入金	621 千円
第7項 固定資産売却代金	8,942 千円

支 出

第1款 資本的支出	7,068,655 千円
第1項 建設改良費	2,299,817 千円
第2項 企業債償還金	4,765,834 千円
第3項 返還金	3,004 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成20年度解体に係る苫小牧地区工業用水道取水施設の工事請負に関する債務負担行為	平成20年度から 平成21年度まで	千円 185,312

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
室蘭地区工業用水道改修事業	千円 214,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
苫小牧地区工業用水道改修事業	599,000	同上	10%以内	同上
苫小牧地区第二工業用水道改修事業	741,000	同上	10%以内	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,460,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 358,260 千円 |
| (2) 交 際 費 | 175 千円 |